

職員の皆さまへ

共済会の「福利事業」をご活用ください！



## 皆さまの生活の一助に

-ご利用案内-

◆ 共済会の福利事業はつぎの3つがあります。

### ① 療養見舞金制度

- ご病気または事故により継続して2日以上入院された方に対して見舞金を支給します。
- 支給金額は、2日または3日までは1万円、4日以上は1日あたり3千円です。

### ② 福利貸付金制度

- 教育資金、車の購入など生活全般に必要な資金が借入できます。
- 貸付金額は、おおむね勤務年数に準じて上限があり、最大500万円※です。
- 返済方式は元金均等、貸付利率は年率1.5%です。  
(※貸付できる条件は職員さんにより変わります。)

### ③ 厚生事業費制度

- 職場の活性化を図るために実施するスポーツ、文化等の活動に係る経費の一部を助成します。  
(例) グランドゴルフ、ボウリング、慰安旅行、駅伝大会

◆ ご利用に関するお問い合わせはこちらまで

098-831-5316

(公社) 沖縄県農林水産団体共済会

〒900-0025 那覇市壺川2-9-1 JA会館3階

ホームページ <http://www.o-kyosaikai.or.jp>

ご留意：これらの制度は「退職給与規程」に該当する職員が対象です。